



公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京

# 令和5(2023)年度 第1期 芸術文化による社会支援助成 公募ガイドライン

● 助成対象事業の実施期間:

2023年7月1日以降に開始し、2024年6月30日までに終了する事業

● 申請受付期間:

2023年1月27日(金)から3月7日(火)まで [締切日の消印有効]

● アーツカウンシル東京とは

世界的な芸術文化都市東京として、芸術文化の創造・発信を推進し、東京の魅力を高める多様な事業を展開しています。新たな芸術文化創造の基盤整備をはじめ、東京の独自性・多様性を追求したプログラムの展開、多様な芸術文化活動を支える人材の育成や国際的な芸術文化交流の推進等に取り組みます。

お問い合わせ ◎ 公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京 企画部 助成課

電話: 03-6256-8431 (平日 10時から18時まで) / フax: 03-6256-8828 / メールアドレス: [josei@arts council-tokyo.jp](mailto:josei@arts council-tokyo.jp)  
<https://www.artscouncil-tokyo.jp>

# 芸術文化による社会支援助成 公募ガイドライン 目次

## 【公募ガイドライン】

### I 助成の概要

1. 助成の趣旨	1
2. 助成対象となる事業	1
(1)事業の実施期間 (2)事業の実施場所 (3)事業内容	
3. 助成対象とならない事業	3
4. 申請者の資格	3～4
5. 審査の視点	4
6. 助成対象経費	5
7. 助成金交付額・補助率	5
8. 申請できる件数、他の助成金・補助金との重複について	5～6
9. 審査のプロセス	6
10. 個人情報の取扱い	6

### II 助成申請手続・結果通知

1. 申請受付期間	7
2. 提出先・お問い合わせ	7
3. 提出書類	7～8
4. 申請時の注意点	9
5. 助成対象事業となった場合の注意点	9～10
6. 結果通知	10

【芸術文化による社会支援助成金交付要綱】	11～17
----------------------	-------

## 【別添】

◇ 別表1 【助成対象経費一覧表】	18
◇ 参考 【申請から助成金交付までの流れ】	19
◇ 申請書類作成の手引き	
「助成金交付申請書」	20～21
「収支予算書」	22
「申請団体基本情報」	
(ア)団体概要 (イ)事業の核となる人物のプロフィール (ウ)団体の活動実績	23～26
「誓約書」〔暴力団等に該当しないことの誓約〕	27
「提出書類の詳細 兼 チェックリスト」	28

- ※ 当助成プログラムは、公益財団法人東京都歴史文化財団令和5(2023)年度予算が財団理事会で可決され、同評議員会が承認した上で実施が決定します。
- ※ 当助成プログラムは、「芸術文化による社会支援助成金交付要綱」に基づいて実施されます。ガイドラインに定めのない事項については、「芸術文化による社会支援助成金交付要綱」をご覧ください。
- ※ 過去の助成実績については、アーツカウンシル東京のウェブサイトをご覧ください。

# I 助成の概要

## 1. 助成の趣旨

「芸術文化による社会支援助成」は、さまざまな社会環境にある人が共に参加し、個性を尊重し合いながら創造性を發揮することのできる芸術活動や、芸術文化の特性を活かし社会や都市のさまざまな課題を取り組む活動を助成します。社会における芸術文化の新たな意義を提起し、あらゆる人に開かれた芸術のあり方を推進する先駆的な活動や、長期的視点を持ち着実に課題解決に資する活動の支援を目的とします。

## 2. 助成対象となる事業

東京を拠点とする芸術団体や中間支援団体、福祉団体、NPO等が主催(\* 1)し、次の(1)から(3)の全てに該当する事業

(\* 1) 海外における事業で、申請者が主催者ではない場合は、現地の主催者から招聘を受けている事業であること

### (1) 対象となる事業の実施期間(\* 2)

2023年7月1日以降に開始し、2024年6月30日までに終了する事業(\* 2, 3)

(\* 2) 申請する事業の主たる目的の中に、記録物(展示の図録等)や複製販売物(CD、DVD 及び書籍等)の製作活動が含まれている場合は、申請者がそれらの製作を完了させ、一般に広く公開する日を上記の期間内とすること

(\* 3) 申請する事業をオンラインで公開する場合は、配信終了日を上記の期間内とすること

### (2) 対象となる事業の実施場所

東京都内又は海外

※ オンライン公開を含む。

### (3) 対象となる事業内容

#### ア 対象となる活動(次のいずれかに該当する事業)

(ア) 社会的な環境により芸術の体験や参加の機会を制限されている人が、鑑賞・創作等の芸術体験を行い、創造性を発揮したり想像力を豊かにしたりすることができる活動

(イ) 申請団体自らの問題意識に基づいて社会課題(\* 4)を設定し、さまざまな人や組織と連携・協働を行なながら課題解決に取り組む芸術活動

(\* 4) 特定の芸術分野や産業等の課題に留まらず、広く社会全体で共有しうる課題であること

#### イ 対象となる実施形態(次のいずれかに該当する事業)

(ア) 芸術創造活動(公演、展示、ワークショップ等)

※芸術の分野は問いません。

(イ) 環境整備活動(人材育成、調査研究、技術開発、アーカイブ作成等)

※成果の公開を伴うこと

例えば……

- ◎ 障害の有無、年齢、国籍、性差等に関わらず、多様な人が参加し芸術作品等を共同創作する仕組をつくる活動  
〔参加者相互の関係性や価値観に変化をもたらし、多様性に基づく芸術活動の価値を社会に発信する。〕
- ◎ 日本に在住する外国人が地域の人と出会い、芸術文化を通じて互いの理解を深める活動  
〔言語や文化的背景の違いから生じる問題に働きかけ、豊かで暮らしやすい地域コミュニティを形成する。〕
- ◎ さまざまな理由で芸術への参加機会を制限してきた人が、技術の開発や新たな手法によって、分け隔てなく芸術の鑑賞や体験ができるようにする活動。また、それを支えたりつないだりする人を育成する活動

### 最長3年間までの優先的支援について

長期的視点を持つ活動を積極的に支援するため、今回の申請事業を含む2年間又は3年間の計画を有する事業については、今回の申請事業が優先的支援の対象として採択となった場合、当該事業の継続事業となる2年目、3年目の申請時における採択の優先度が上がります。

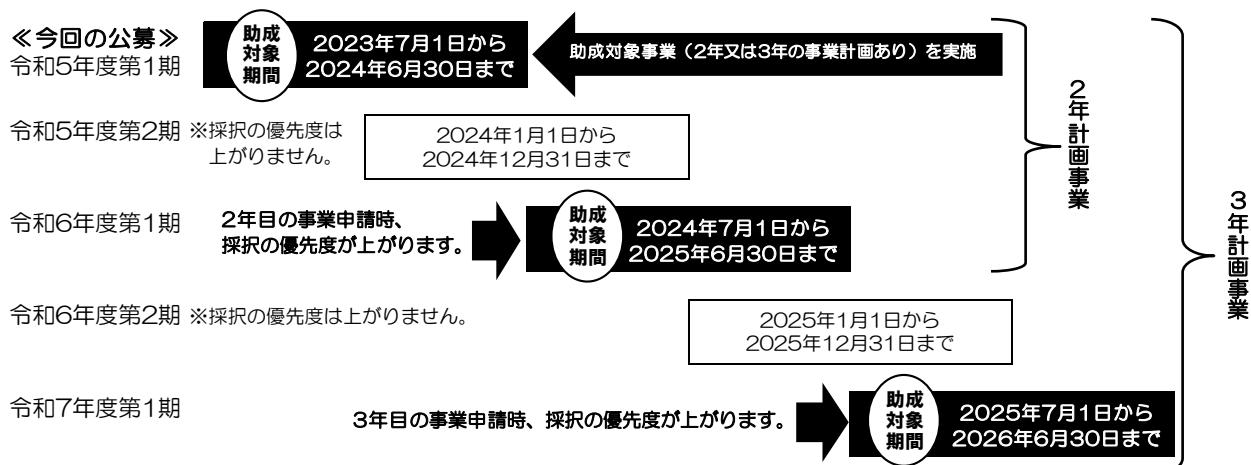
(下記のイメージ図を参照)

※今回の申請事業を含む2年間又は3年間の計画について申請書に明記することが必要です。

※優先的支援の対象となった事業については、「助成金交付決定通知書」にその旨を記載します。

※今回の申請事業が採択となった場合には、自動的に2年目又は3年目の助成が継続されるのではなく、次年度以降も助成を申請していただき、助成対象事業が計画に沿って実施され目標を達成できたか等の実績を踏まえ、その都度採否の審査を行います。

### ●イメージ図(最長3年間までの優先的支援について)



### 3. 助成対象とならない事業

---

- (1) 東京都や公益財団法人東京都歴史文化財団が主催、共催する事業
- (2) 東京都や公益財団法人東京都歴史文化財団から補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されている事業又は支給を予定されている事業
- (3) 公益財団法人東京都歴史文化財団が管理運営する各施設(\*)との共催事業や提携事業等
  - (\*) 東京都庭園美術館、東京都江戸東京博物館、江戸東京たてもの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都渋谷公園通りギャラリー、トーキョーアーツアンドスペース(トーキョーアーツアンドスペース本郷／トーキョーアーツアンドスペース レジデンシー)、東京都美術館、東京文化会館、東京芸術劇場、東京舞台芸術活動支援センター(水天宮ピット)、シビック・クリエイティブ・ベース東京
- (4) 国、地方公共団体又は外国政府が基本金その他これに準じるものをお出資している団体が、単独で主催する事業(申請者がこれらの団体と共に主催する事業は可)
- (5) 教室(カルチャースクールを含む)、学生サークル、同好会等による発表会又はこれに準ずるもの
- (6) 活動の成果の還元先が特定の団体や個人に限られるもの
- (7) 展示物、制作物等の販売活動を主な目的とするもの  
※美術作品の販売を含む事業は助成対象となりません。
- (8) バリアフリー設備や機器の購入を主な目的とするもの
- (9) 宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- (10) 慈善事業への寄付を主な目的とするもの
- (11) 大学その他の教育機関におけるゼミナール等の学生の研究活動や交流活動を主な目的とするもの、並びに試験や考査に直接関わるもの

### 4. 申請者の資格

---

次の(1)から(6)の全てを満たしていること

- (1) 本部事務所や本店所在地が東京都内に存在すること
  - ※ 採択となった団体には、採択後に団体の本部事務所の所在地が東京都内であることを証明する公的書類を提出していただきます。
  - ※ 法人格の有無や団体の種別は問いません。ただし、任意団体の場合は構成員が3名以上であること
  - ※ 新たに設立する団体の場合は、助成申請時点で団体が発足していること
- (2) 団体の意思を決定し執行する組織が確立しており、経理、監査等の会計組織を有すること
- (3) 上記(1)及び(2)の事項を明記した定款又はこれに準ずる規約、会則等を有していること
- (4) 過去5年間に、芸術活動あるいは社会課題の改善に資する活動を東京都内で主催した実績が1回以上あること。なお、申請受付開始日現在、団体設立日から1年以内で、東京都内の活動実績がない場合は、中核となる構成員(又は構成団体)に同様の実績があること
- (5) 申請する事業を主体となって実施し、同事業に要する経費を負担すること
- (6) 政治活動、宗教活動を目的としていること

## ■申請の資格のない団体

- ・国、地方公共団体又は外国政府が基本金その他これに準じるものに出資している団体
- ・次に掲げる法人その他の団体又は個人

- ア 暴力団(東京都暴力団排除条例[平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。]第2条第3号に規定する暴力団をいう。)
- イ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの

## 5. 審査の視点

---

次の(1)から(4)の視点を重視し、総合的に審査します。

### (1) 計画性

#### ア 事業目的

- ・申請事業の目的が、当助成プログラムの趣旨に沿っている。
- ・取り組む社会課題が明確に設定されており、かつ社会全体で共有しうる課題である。

#### イ 実施内容・実施方法の適合性

- ・実施内容及び実施方法が、申請事業の目的に適合している。
- ・事業の対象者や参加者が的確に定められている。

#### ウ 実現性

- ・事業計画、資金計画、実施体制が適正かつ合理的である。
- ・適切な経理事務・進行管理ができる。

### (2) 先駆性・独創性

- ・発想、手法、仕組等に先駆性、独創性があり、他団体の活動に波及したり、モデルになる潜在力がある。

### (3) 効果の広がり

- ・情報発信の方法等、事業の成果を広げる姿勢と工夫がある。
- ・外部の組織や専門家等多様な関係者を巻き込み連携する力がある。

### (4) 継続的発展性

- ・将来的なビジョンや長期計画があり、活動の継続的な発展を期待できる。

## 6. 助成対象経費

---

- 助成対象経費は、別表1【助成対象経費一覧表】のとおりです。
- 東京都以外の国内で実施される活動経費は、助成対象経費となりません。ツアーや巡回展の場合、全体に係る経費については実施回数や規模で按分するなどし、都内での活動に該当する経費のみ計上してください。
- 助成対象事業の実施にあたって、新型コロナウイルス感染拡大防止のために必須となる予防用品費、消毒関係費、感染症対策用品費、検査費(出演者・スタッフのPCR検査、抗原検査費用)については、助成対象経費として計上可能です。使用する実態に即した費目に計上してください。
- 経費には、(1)助成対象経費 (2)助成対象外経費 (3)収支予算書／決算書に記載できない経費の3種類がありますので、収支予算書の作成にあたっては事前に【助成対象経費一覧表】を確認してください。  
(例えば、ケータリング、弁当代等の飲食に係る経費は、(3)に該当します。)

## 7. 助成金交付額・補助率

---

申請できる助成金交付額の上限は200万円 で、かつ助成対象経費の合計額の 3分の2以内 です。

- ※ 助成金交付額は、「5 審査の視点」による評価や当助成プログラムの予算額等を総合的に勘案して算定しますので、申請額満額が交付されるとは限りません。
- ※ 採択となった団体は、所定の手続きの上、助成金の一部前払を受けることが可能です。(手続きの詳細は、採択後の説明会にてご案内します。)

## 8. 申請できる件数、他の助成金・協賛金等との重複について

---

(1) 同一申請団体から申請できる件数は、1件のみです。

※ 助成対象期間中に同一の趣旨・目的のもとに実施する複数の企画は、1件として申請することができます。

(2) 同一申請団体が、同一の事業を、アーツカウンシル東京が実施する他の助成プログラムと並行して申請することは可能です。ただし、重複して助成することはありません。

(3) 同一申請団体が、異なる事業を、アーツカウンシル東京が実施する他の助成プログラムと並行して申請することは可能です。この場合には、重複して助成される可能性があります。

(4) 現在、アーツカウンシル東京が実施するいづれかの助成プログラムで助成を受けている団体であっても、助成対象事業と異なる事業であれば申請可能です。ただし、当助成プログラムの助成対象期間内に実施する事業に対して助成を受けている申請団体は、助成の優先度が低くなる場合があります。

(5) 過去に不採択となった事業でも、再度の申請は可能です。

(6) 公的機関や民間団体からの助成金・補助金、企業協賛金等を受ける事業であっても、申請可能です。

※ この場合は当助成への申請書・予算書の該当欄に、申請予定の助成金等の名称・申請額を必ず記載してください。

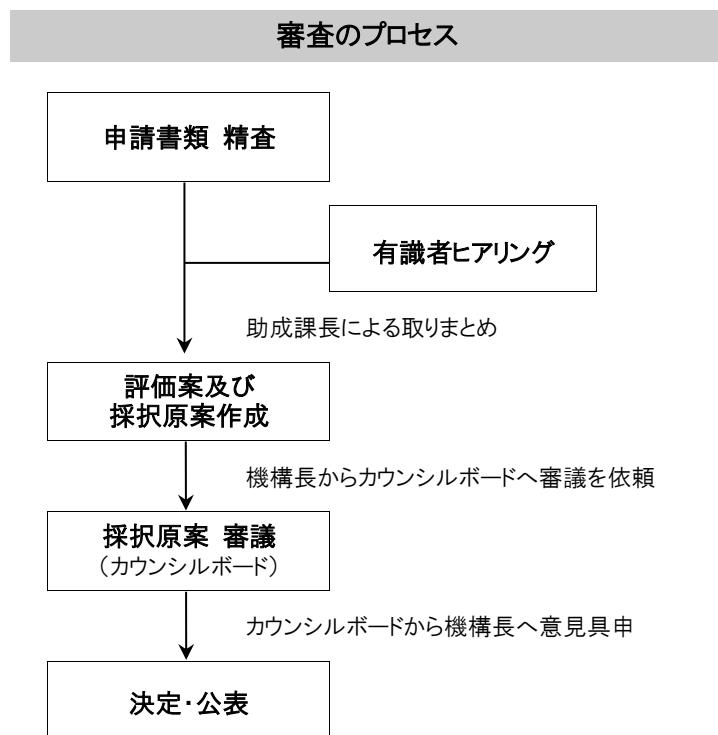
※ 他団体からの助成金や補助金、協賛金等が特定の費目のみに使途指定され、当助成プログラムの助成対象費目と重複する場合は、相当額を助成対象経費から控除します。ただし、助成対象外経費として計上することは可能です。

**【注意】東京都や公益財団法人東京都歴史文化財団から何らかの財政支援を受ける事業は申請できません。詳細は「3 助成対象とならない活動」を参照してください。**

## 9. 審査のプロセス

提出された申請書類をアーツカウンシル東京が精査し、事前調査や外部有識者の意見を踏まえて助成課長が評価案及び採択原案を取りまとめます。

その後、アーツカウンシル東京機構長がカウンシルボードに採択原案の審議を依頼し、カウンシルボードでの審議及び意見具申を経て、公益財団法人東京都歴史文化財団が決定します。



## 10. 個人情報の取扱い

申請書に記載された個人情報は、公益財団法人東京都歴史文化財団の個人情報の保護に関する規程に則り、適正に管理します。ただし、審査や事後評価等のため外部有識者や東京都に提供することがあります。また、採択事業者の活動やアーツカウンシル東京の助成事業に関するアンケートを送らせていただく場合があります。

## II 助成申請手続・結果通知

### 1. 申請受付期間

2023年1月27日(金)から3月7日(火)まで [締切日の消印有効]

※ 簡易書留など、発送記録を確認できる方法で送付してください。持ち込みは不可。

### 2. 提出先・お問い合わせ

公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京

企画部 助成課

「芸術文化による社会支援助成」担当 宛

〒102-0073

東京都千代田区九段北4丁目1-28 九段ファーストプレイス5階

電話: 03-6256-8431 (平日 10 時から 18 時まで)

ファクス: 03-6256-8828

メールアドレス: [josei@arts council-tokyo.jp](mailto:josei@arts council-tokyo.jp)

<https://www.arts council-tokyo.jp>

※ 申請希望者を対象に公募説明会を実施します。詳細はウェブサイトでご確認ください。

### 3. 提出書類

※申請書様式(書式)は、アーツカウンシル東京のウェブサイトからダウンロードしてください。

#### (1) 申請書（指定の様式「第1号様式・9号関係」）

ア 助成金交付申請書（Microsoft Word 形式で作成すること）

イ 収支予算書（Microsoft Excel 形式で作成すること）

ウ 申請団体基本情報（Microsoft Word 形式で作成すること）

（ア）団体概要

（イ）事業の核となる人物のプロフィール

（ウ）団体の活動実績

※申請書は日本語で記載してください。

#### (2) 上記(1)のデータを CD 等の媒体に保存したもの

※ 「ア 助成金交付申請書」は Microsoft Word 形式、「イ 収支予算書」は Microsoft Excel 形式、「ウ 申請団体基本情報」は Microsoft Word 形式で作成・保存してください。（PDF ファイルは不可）

(3) 国際事業の場合の提出書類（書式の指定はありません。）

ア 海外受入側からの招聘状又は契約書／相手方との契約書又は同意書

※ 英語以外の場合は日本語訳を添付してください。

イ 海外受入側又は相手方の概要、プロフィール等

ウ 海外主催者以外の現地受入協力がある場合は、受入側の概要、プロフィール等及び協力内容

エ 会場資料(海外の会場のみ。運営者、所在地、収容人数等が分かるもの)

オ 渡航／招聘スケジュール(出国日から帰国日まで)

カ 渡航／招聘メンバーリスト(氏名及び申請事業における役割を記載してください。)

(4) 申請団体に関する資料（書式の指定はありません。）

ア 定款又はこれに準ずる規約、会則

※ 団体の本部事務所の所在地(東京都内)が区市町村まで明記されていること

※ 団体における意思決定の手続き及び経理・監査等の会計組織について明記されていること

イ 前年度の決算書

・ 法人格を有する団体の場合は、前年度(又は決算が終了した直近の年度)の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)

・ 任意団体の場合は、前年度(又は決算が終了した直近の年度)の収支決算書

※ 今年度に設立した団体の場合は、団体の核となる構成員又は構成団体の活動について、前年度の収支決算書を提出してください。

ウ これまでの活動実績を示す資料

例:映像、音源、チラシ、プログラム・カタログ、新聞・雑誌・インターネット媒体での記事・批評・評論、団体概要資料等)

ただし、申請内容の参考になるものや特に重要なものを選んで提出してください。

※ 映像や音源の資料を添付する場合は、一般的なプレイヤーやパソコンで再生できる形式で保存の上、媒体(DVD、DVD-R、CD、CD-R、USB 等)で提出してください。動画共有サイトの該当ページの URL を別紙に記載し提出することも可能です。

(5) 申請事業に関する補足資料（書式の指定はありません。）※ 提出は任意

・ 申請書以外の情報を記載した企画書、出演者資料等

※ 映像や音源の資料を添付する場合は、一般的なプレイヤーやパソコンで再生できる形式で保存の上、媒体(DVD、DVD-R、CD、CD-R、USB 等)で提出してください。動画共有サイトの該当ページの URL を申請書の「1. 事業の具体的内容」欄に記載するか、別紙に記載し提出することも可能です。

(6) 誓約書〔暴力団等に該当しないことの誓約〕（指定の書式）

(7) 申請書類の詳細 兼 チェックリスト（指定の書式）

## 4. 申請時の注意点

---

- (1) 提出された書類及び資料は返却いたしませんので、必ず控えを取ってください。
- (2) 申請書提出後に事業の中止又は申請取下げを行う場合は、すみやかに状況を報告してください。
- (3) 申請書提出後に活動内容、収支計画等に大きな変更が生じることのないよう十分検討の上、具体的に記載してください。助成金交付決定後に、申請者や活動内容、収支計画等に不実の記載又は重大な変更が生じていると認められた場合は、助成金交付額の減額や交付決定を取り消すことがあります。
- (4) 申請書に記載された「申請担当者連絡先」に、アーツカウンシル東京から書類内容の確認や補足資料の追加提供等についてご連絡する場合がありますので、その際はご対応をお願いいたします。

## 5. 助成対象事業となった場合の注意点(申請前に必ずご確認ください。)

---

### (1) 助成金の返金・減額

- ア 助成金の交付後に、経費の虚偽申告や実績報告内容等に事実と相違している点のあることが判明した場合、また当助成金交付要綱や法令に違反した場合は、交付決定を取り消し、助成金の返還をしていただくことがあります。
- イ 「助成対象事業実績報告書」において、収支決算書の「助成対象事業者の自己資金」がマイナスになった場合は、相当額を助成金交付決定額から減額します。

### (2) 採択結果・事業内容の公表

採択となった場合は、申請団体の名称、助成対象事業の概要、助成金交付決定額等の情報を、アーツカウンシル東京ウェブサイト等の広報媒体で公表します。

### (3) アーツカウンシル東京への広報協力〔助成名義及びロゴマークの表示〕

チラシ、ポスター、プログラム等の印刷物やウェブサイトに、「公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京」の助成名義及びロゴマークを表示していただきます。

※ 表示方法の規定は採択後の説明会でお知らせします。事前にお知りになりたい場合はお問い合わせください。

### (4) 事業経過報告及び実績報告

- ・ 助成対象事業の進行状況、実績等を適宜報告していただきます(公開を伴う場合があります)。
- ・ 事業終了後2か月以内に、指定の様式による助成対象事業実績報告書及び会計書類の提出と、面談による実績報告をしていただきます。

## (5) 会計書類等の収集・保管

### ア 支払関係書類の収集・保管

実績報告に伴う会計書類として、助成対象経費の支払関係書類〔〈領収書〉又は〈請求書と金融機関利用明細書のセット〉〕を提出していただきます。申請期間中に事業の準備が進行する場合は、次の点に留意しあらかじめ支払関係書類を収集してください。

(ア) 支払関係書類に記載の名称は、申請団体名と一致させること(略称は不可)

(イ) 発行日、宛名、発行者の名称・住所・押印、明細が記載されていること

※ 支払関係書類に不備があった場合、その分の経費が認められず、交付額が減額となる場合があります。

※ 支払関係書類の収集と整理方法は、採択後の説明会でお知らせします。事前にお知りになりたい場合は、お問い合わせください。

### イ 助成金交付に関する書類の保管〔7年間〕

助成対象事業を行う団体は、助成金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿及び支払関係書類(領収書、請求書、金融機関利用明細書等)を他の経費と区分して整理し、助成金の交付を受けた年度の終了後7年間保管することが義務付けられています。(提出する支払関係書類はコピーを取り、保管してください。)

## (6) 助成対象事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための十分な対策を講じてください。

## 6. 結果通知

---

申請の結果は採否にかかわらず、2023年6月中旬(予定)に、文書にて通知します。また、助成対象となった事業は、アーツカウンシル東京のウェブサイトで公表します。申請件数や審査の進捗状況によって通知・公表の時期が遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。なお、採否の理由については、お答えしておりません。

## 芸術文化による社会支援助成金交付要綱

28歴文ア企第684号  
平成28年11月30日

### (趣旨)

第1 この要綱は、公益財団法人東京都歴史文化財団（以下「財団」という。）が、様々な社会環境にある人が共に参加し、個性を尊重し合いながら創造性を發揮することのできる芸術活動や、芸術文化の特性を活かし社会や都市の様々な課題に取り組む活動を助成し、社会における芸術文化の新たな意義を提起し、あらゆる人に開かれた芸術のあり方を推進する先駆的な活動を支援するため、助成金の交付に関する必要な事項を定め、助成事業の適正な運営を図ることとする。

### (助成対象事業)

第2 この要綱により助成金を交付する事業（以下「助成対象事業」という。）は、特定のジャンルにとらわれない複合的な芸術活動や音楽・演劇・舞踊・美術・映像・伝統芸能の分野における活動等であって、次の（1）から（5）までに掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- （1）東京都内（以下「都内」という。）又は海外で実施する事業
- （2）鑑賞・創作等の芸術体験を行い、創造性を發揮し、想像力を豊かにすることができる活動又は申請団体自らの問題意識に基づいて社会課題を設定し、様々な人や組織と連携・協働を行いながら課題解決に取り組む芸術活動であること。
- （3）事業の計画及び方法が、目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果が期待し得るものであること。
- （4）政治活動又は宗教活動を目的としないものであること。
- （5）上記のほか、公募ガイドラインに要件として定めるもの。

### (助成対象事業者)

第3 助成対象事業を行う者（以下「助成対象事業者」という。）は、都内を拠点に活動を行う芸術団体や中間支援団体、福祉団体等とする。

2 団体については、次の（1）から（7）までに掲げる要件を全て満たしていなければならない。ただし、国、地方公共団体又は外国政府が基本金その他これに準じるものをお出資している法人は除くものとする。

- （1）定款又はこれらに準ずる規程等を有すること。
- （2）団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- （3）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること。
- （4）団体の本部事務所又は本店所在地等が都内に存在すること。
- （5）政治活動、宗教活動を目的としていないこと。
- （6）申請する活動を主体となって実施し、同活動に要する経費を負担すること。
- （7）芸術活動又は社会課題の改善に資する活動を、過去3年間に都内で自ら実施した実績を有していること。

3 次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成金の対象としない。

- （1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2

条第2号に規定する暴力団をいう。)

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの。

（助成対象事業の公募）

第4 助成対象事業は年に2回公募することとし、詳細については公募ガイドラインにて定めるものとする。

（助成対象事業期間）

第5 助成の対象とする事業期間は、公募ガイドラインにて定めるものとする。

（助成金交付額）

第6 第2の事業における助成金交付額は、助成の対象とする事業経費（以下「助成対象経費」という。）の3分の2以内とし、1事業につき200万円を限度として、予算の範囲内で助成する。

（助成対象経費）

第7 助成対象経費は、公募ガイドラインにて定めるものとする。

2 前項に規定する助成対象経費について、他の団体からの補助金、協賛金等が使途指定され、重複する場合については相当額を控除する。

（助成対象事業の決定）

第8 公益財団法人東京都歴史文化財団理事長（以下「理事長」という。）は適正な審査を行い、助成対象事業を決定する。

（助成金の交付申請）

第9 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、芸術文化による社会支援助成金交付申請書（別記第1号様式）に（1）から（6）までに掲げる書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

- （1）事業の収支予算書
- （2）申請団体基本情報
- （3）定款又はこれらに準ずる規程、役員名簿、業務概要
- （4）団体の本部事務所又は本店の所在を証明する書類
- （5）暴力団等に該当しないことなどの「誓約書」
- （6）その他理事長が必要と認めるもの。

（助成金の交付決定）

第10 理事長は、第9に規定する助成金交付申請書を受理したときは、審査を経て、交付の決定を行うものとする。

（助成金の交付決定の条件）

第11 第10の規定に基づき助成金の交付決定を受けた申請者には、次の（1）及び（2）の条件を付す。

- (1) 助成対象事業の実施に関する一切の責任を申請者が負うこと
- (2) 助成金を助成対象事業以外の目的に使用しないこと

(助成金の決定通知)

第12 理事長は助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、その決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に対し、通知するものとする。

(申請の撤回)

- 第13 申請者が助成金の交付決定通知を受けた場合において、その内容を受諾しないときは、決定通知を受けた日の翌日から14日以内に申請の撤回をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業者の自己都合により申請の撤回をする場合は、その原因となる事実発生後、速やかにこれを行わなければならない。
  - 3 前2項の規定による申請の撤回があった場合は、既に行った当該申請に係る助成金の交付決定はなかつたものとみなす。

(交付方法)

- 第14 助成金は、原則確定払とする。
- 2 前項の規定に関わらず、助成対象事業者が概算払を受けようとするときは、助成金概算払請求書（別記第3号様式）を理事長に提出しなければならない。ただし、概算払は助成対象事業につき1回に限り、交付決定額の2分の1を上限とする。

(公表義務)

第15 助成対象事業者は、助成対象事業を実施するに当たっては、当該事業が公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京による助成対象事業である旨を公表し、また、適当な方法により表示しなければならない。

(名称等の変更)

第16 助成対象事業者が、名称、法人格、住所又は代表者を変更した場合は、遅滞なくそれを証する書類を添付して、事業者の名称等変更届（別記第4号様式）を理事長に届け出なければならない。

(事業内容の変更等)

- 第17 助成対象事業者は、（1）から（3）までに該当するときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、（1）及び（2）に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。
- (1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき
  - (2) 助成対象事業に要する経費の総額又は経費の配分の変更をしようとするとき
  - (3) 助成対象事業を中止、又は廃止しようとするとき
- 2 あらかじめ理事長の承認を得ることなく事業内容を変更し、実施した場合には、理事長は助成金の交付決定を取り消すことがある。

(事業内容の変更等の手続)

第18 助成対象事業者は、第17の規定による承認を受けようとするときは、助成対象事業の変更等承認申請書（別記第5号様式）、又は、助成対象事業の中止・廃止承認申請書（別記第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定に基づく助成対象事業の内容変更又は助成対象事業の中止・廃止の申請があったときは、申請の内容を審査の上、承認する場合は、助成対象事業の変更等承認通知書（別記第7号様式）により、承認しない場合は、助成対象事業の変更等不承認通知書（別記第8号様式）により、助成対象事業者に通知するものとする。

(経費区分及び帳簿等の整理保管)

第19 助成対象事業者は、助成対象事業に関する経理について、他の経費と区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、助成対象事業完了日の属する年度の終了後7年間保管しなければならない。

(助成対象事業の状況報告書)

第20 助成対象事業者は、理事長から助成対象事業の状況について報告を求められたときは、速やかに助成対象事業の状況報告書（別記第9号様式）を提出しなければならない。

(調査等)

第21 理事長は、助成対象事業の適正な遂行を確保するため必要があるときは、助成対象事業者に対し報告させ、又は財団職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助成対象事業の遂行の命令等)

第22 理事長は、助成対象事業者が提出する報告及び第21に規定する調査等により、その者の助成対象事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成対象事業者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 助成対象事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、これを遵守しなければならない。

3 理事長は、助成対象事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、助成対象事業の一時停止を命ずることができる。

4 理事長は、前項の規定により助成対象事業等の一時停止を命ずる場合においては、助成対象事業者が助成金の交付の決定の内容又はこれに適合するための措置を指定する期日までにとらないときは、第27条第1項第5号の規定により、助成金の交付の全部又は一部を取り消す旨を明らかにしなければならない。

(助成対象事業の実績報告)

第23 助成対象事業者は、助成対象事業が完了したときは、助成対象事業の完了の日から2か月以内に、助成対象事業実績報告書（別記第10号様式）に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付額の確定)

第24 理事長は、第23の規定による実績報告があった場合においては、その内容等を審査し、助成対象

事業が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書（別記第11号様式）により助成対象事業者に通知する。

（是正のための措置）

第25 理事長は、第24の規定による審査の結果、助成対象事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認めるときは、助成対象事業者に対し、これを適合させるための措置をとることを命ずるものとする。

（助成金の交付請求及び精算）

第26 助成対象事業者は、第24に規定する助成金交付額確定通知書を受けた後、助成金交付請求書（別記第12号様式）により、助成金の交付を請求するものとする。

2 第14第2項により助成金の概算払を受けた助成対象事業者は、第24条に規定する助成金交付額確定通知書を受けた後、助成金概算払精算書（別記第13号様式）により、概算払の交付を受けた助成金の精算をするものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第27 理事長は、助成対象事業者が次の（1）から（6）までのうちいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- （2）助成金を他の用途に使用したとき。
- （3）助成対象事業を中止又は廃止した場合
- （4）助成対象事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合
- （5）その他この助成金の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に違反したとき。
- （6）助成対象事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

2 前項の規定は、助成対象事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 理事長は、第1項の規定による取消しをした場合は、助成金交付決定取消通知書（別記第14号様式）により速やかに助成対象事業者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し）

第28 理事長は、助成金の交付が決定した後に、天災地変その他事情の変更により助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

（助成金の返還）

第29 理事長は、第27及び第28の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

2 理事長は、助成対象事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第30 助成対象事業者は、第29第1項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を財団に納付しなければならない。

2 助成対象事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を財団に納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第31 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における第30第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとして、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 第30第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成対象事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第32 第30の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(協議)

第33 本要綱に定めのない事項については、財団と助成対象事業者との協議により、その都度決定する。

附 則

この要綱は、平成28年11月30日から施行する。

この要綱は、平成30年1月23日から施行する。

この要綱は、平成31年1月25日から施行する。

この要綱は、令和元年12月20日から施行し、令和2年度芸術文化による社会支援助成事業より適用する。

この要綱は、令和3年4月1日より施行し、令和3年度芸術文化による社会支援助成事業より適用する。

この要綱は、令和4年1月20日より施行し、令和4年度芸術文化による社会支援助成事業より適用する。

この要綱は、令和5年1月27日より施行し、令和5年度芸術文化による社会支援助成事業より適用する。

## 別表1 助成対象経費一覧表

\*芸術文化による社会支援助成

■(1)助成対象経費(収支予算書／決算書の「助成対象経費」欄に記載する経費)

費目	内 容
1 作品借料	作品借料(保険加入が必須条件の場合のみ保険料を含む)
2 美術・映像 作品制作費	アーティストフィー、美術作品制作費(制作材料費含む)、映像作品制作費(撮影費、フィルム関係費、機材レンタル料、ロケーション費等含む)
3 出演費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、俳優・舞踊家・後見等出演料等
4 音楽費	作曲料、作調料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作費、副指揮料、調律料、稽古ピアニスト料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等
5 文芸費	音声ガイド制作費、字幕制作費、演出料、構成料、監修料、振付料、舞台監督料、照明プラン料、音響プラン料、舞台美術・衣装デザイン料、映像製作費、演出等助手料、脚本料、翻訳料、プロデューサー料、キュレーター料、コーディネーター料、合唱指導料、企画制作費 <sup>(※)</sup> 、著作権使用料等  (※) 企画制作費として、助成対象事業に直接関わるスタッフの企画費・制作費を計上できます。ただし、事務職員の給与や事務所維持費のような管理費は計上できません。
6 会場費	会場使用料(付帯設備費を含む)、稽古場借料等
7 舞台費	字幕／音声ガイド機材費・オペレーター費、バリアフリー機器借料、大道具費、小道具費、舞台スタッフ費、照明機材費・人件費、音響機材費・人件費、映像機材費・人件費、衣装製作費、装束料、メイク費、履物費、器材借料、オンライン配信費等
8 設営費	音声ガイド設営費、要約筆記設営費、会場設営・撤去費、設営スタッフ費、展示機材レンタル費等
9 運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品梱包・運搬費(保険加入が必須条件の場合のみ保険料を含む)等
10 謝金	講師謝金、手話通訳謝金、介助士・ガイドヘルパー謝金、会場スタッフ謝金、要約筆記謝金、講師謝金、翻訳謝金、通訳謝金、原稿執筆謝金、託児謝金、税理士・公認会計士謝金(当助成プログラムの会計報告費に限る)等
11 旅費	福祉車両代、渡航費(燃油特別付加運賃等含む)、交通費、宿泊費、日当(宿泊を伴う場合のみ)、ビザ(査証)取得経費(申請事業の実施に必要なもののみ)等
12 通信費	相談業務用電話代(通話料)、案内状送付料等
13 宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、特設ウェブサイト開設費・デザイン費等 <sup>(※)</sup>  (※) 申請団体の既設ウェブサイトやSNSであっても、助成対象事業に係る経費であることが明確な場合は対象経費として認められます。
14 印刷費	点字資料作成費、プログラム・パンフレット印刷費、台本印刷費、活動関係資料印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費等
15 記録費	録画費、録音費、写真費、アーカイブ製作費(有料頒布を行わない記録物の作成経費)等  ★ 有料頒布する記録物(展示の図録等)や複製販売物(CD、DVD及び書籍等)の製作が、申請する事業の主たる目的の中に含まれており、その製作数全品の売上額が製作費を上回らず、また発行元・発売元が申請者である場合に限り、それらの作成経費は助成対象経費(記録費)として認められます。

\* 助成対象事業の実施にあたって、新型コロナウイルス感染拡大防止のために必須となる予防用品費、消毒関係費、感染症対策用品費、検査費(出演者・スタッフのPCR検査、抗原検査費用)については、助成対象経費として計上可能です。使用する実態に即した費目に計上してください。

■(2)助成対象外経費(収支予算書／決算書の「助成対象外経費」欄に記載する経費)

- 有料頒布する公演パンフレット等の作成経費(原稿執筆謝金、印刷費等)
- 航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン料金等)
- 自ら設置し又は管理する会場施設・稽古場で行う場合の会場使用料、稽古場使用料
- 海外傷害保険、催事(イベント)保険等

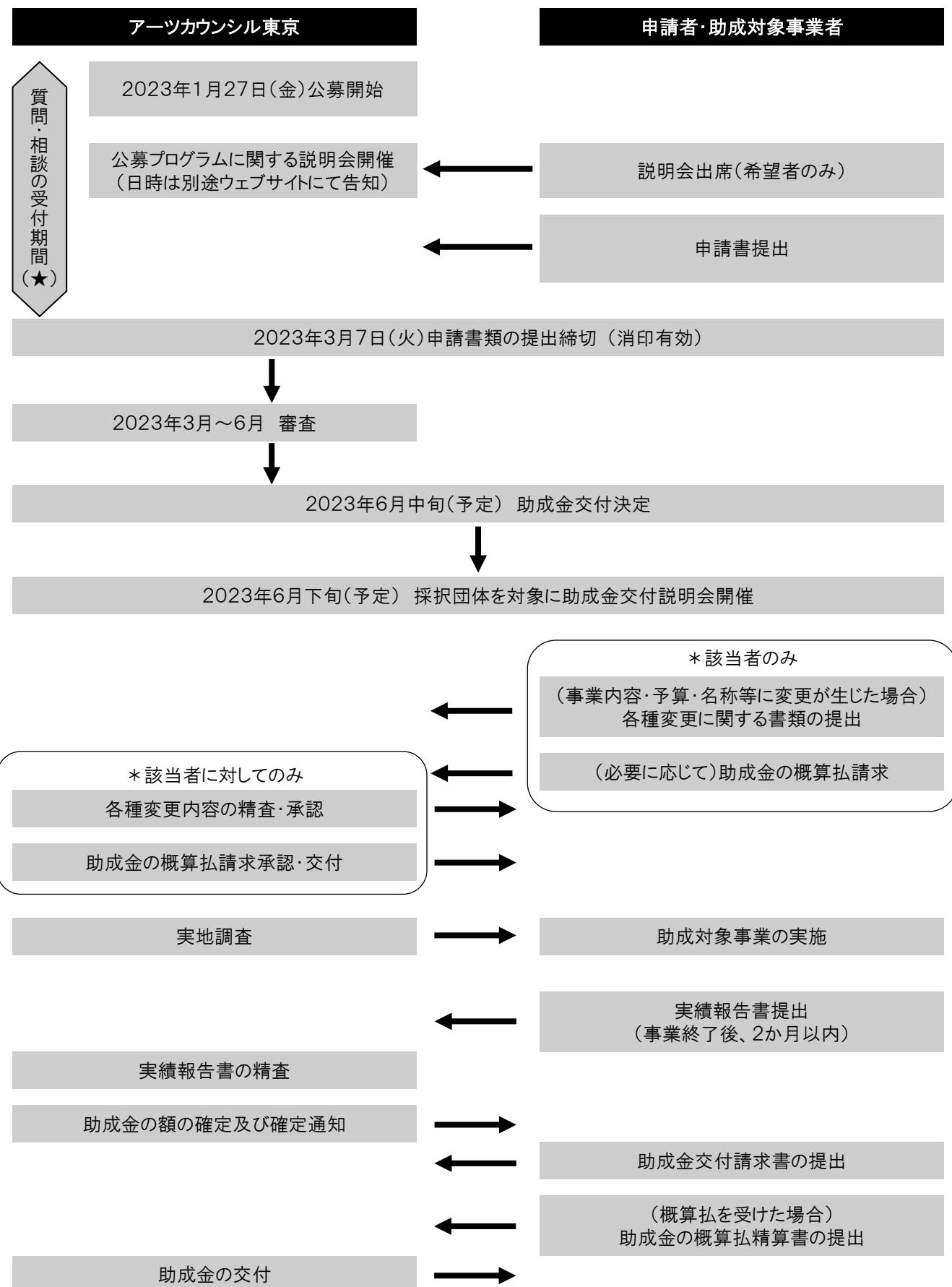
■(3)収支予算書／決算書に記載できない経費(「助成対象外経費」にも記載できません。)

- 団体の財産となるものの購入費(美術作品の購入費、楽器購入費、機材購入費、事務機器・事務用品の購入・借用費、CD・書籍等資料購入費等)
- 事務所の維持費・管理運営費(事務所賃料、職員給与等人件費、ウェブサイト運用費等)
- 行政機関・金融機関に支払う手数料(パスポート取得経費、印紙代、振込手数料、海外送金手数料等)
- 飲食に係る経費(取材・打合せ時の飲食代、接待費、交際費、レセプション費、打ち上げ費、ケータリング・弁当等)
- その他(個人への支給品代、記念品代、ガソリン代(レンタカーの料金に含まれる場合は除く)、電子マネーカードへのチャージ料等)
- 予備費・雑費等、用途が曖昧な経費

\* この表に該当しない経費については、別途お問い合わせください。

## 参考 申請から助成金交付までの流れ

令和5(2023)年度 第1期 芸術文化による社会支援助成



(★) メールや電話での質問や相談を受け付けています。問い合わせ先は本冊子の表紙をご覧ください。

# 【申請書類作成の手引き】

# 令和5(2023)年度 第1期 芸術文化による社会支援助成 助成金交付申請書

公益財団法人東京都歴史文化財団  
理事長 殿

## 略さず正式名称を記載

申請団体名：〇〇〇〇法人〇〇〇〇〇〇〇〇

団体(本部事務所)所在地: 東京都○○区

○○○\*-\*\*-\*\*\* ○○○○ビル\*\*\*号室

\* マンション名、ビル名、部屋番号、〇〇様方、まで省略せずに記載してください。

代表者役職名：

代表者氏名: 代表者役職名: ○○○

代表者氏名：○○○○○

\*押印は必要ありません。

申請事業名は、後から変更が生じないようにしてください。  
確定していない場合は末尾に「(仮)」と付記してください。

~~下記の事項~~ 奨芸文化による社会支援助成金交付要綱には記載した個人情報は、公募ガイドラインに記載されている内容を承諾する場合は~~11年計画~~ある場合は~~11年計画~~

2年又は3年の事業計画を有する団体は、「2年計画事業1年目」又は「3年計画事業1年目」と記載してください。

申請時点で2年目又は3年目の計画がない場合や、単発事業である場合は「1年計画事業1年目」と記載してください。

フリガナ	○○○○○○○○○○○○○○○○	申請状況
申請事業名	○○○○○○○○○○○○○○	*何年計画(最長3年)の事業で何年目の申請か記載 *今回の単発事業は「1年計画事業1年目」と記載
		<input type="radio"/> 年計画事業 <input type="radio"/> 年目

助成申請額		助成申請額の上限は、助成対象経費の3分の2以内かつ2,000,000円以内							円（「収支予算書」記載の「当助成申請額」）										
実施期間 *準備期間は含めない		*公演・展示等は初日から最終日までを記載。断続的に実施する場合は、開始日と終了日を記載 *助成対象期間は、開始日2023年7月1日以降、終了日2024年6月30日まで																	
実施期間 開始日 (西暦)		202*	年	*	月	**	日	終了日	202*	年	*	月	**	日					
実施場所・会場名 *複数回実施する場合は各回の日程、場所を記載		*月**日 ○○○○○センター *月**日～**日 ○○○○○ホール							実施場所の所在地 (区市町村名)(海外の場合 は国／都市名)				○区						
実施日数・回数		*	日	*	回	参加者数見込 (ワークショップ等)				*	人	観客数見込(公演等)				*	人		
主催・共催・助成・提携・協賛・後援等とその役割 *予定申請中の場合は必ず記載してください。		名義	団体・機関名							役割									
		主催	○○○○法人○○○○○○○							*主催者名は、必ず記載してください。都内事業の場合は申請団体名、海外事業の場合は現地主催者名									
		共催	社会福祉法人○○○(決定)							*主催者が複数の場合、必ず全てを記載してください。									
		助成	○○○財団(申請中)							*申請中、依頼中のものも全て記載し、状況に応じて(決定)(申請中)(申請予定)と付記してください。									
		協賛	株式会社○○(決定)							*「役割」は、企画、制作、財務責任、会場提供、広報協力、協賛金提供等を具体的に記載してください。									
事業のスケジュール 〔企画立案から、会場予約・広報活動等の準備、報告書作成〕														この事業の場合の「実施期間」(上欄の「実施期間」に記載)					
202*年*月 会場予約・企画会議																			
202*年*月 出演者交渉																			
202*年*月 チラシ作成・広報開始																			
202*年*月**日～**日 ワークショップ(計○回)																			
202*年*月**日 シンポジウム																			
202*年*月**日 仕込み・リハーサル																			
202*年*月**日 発表公演(計○回)																			
202*年*月 実績報告書作成																			



★ D と G の数字を一致させてください。

(注)飲食に係る経費等、収支予算書に記載できない経費があります(「助成対象外経費」にも記載不可)。詳細は、公募ガイドライン別表【助成対象経費一覧表】を参照してください。

※以下の枠内は文章量に応じて枠の幅が自動的に広がり改ページする設定になっているので、文字の大きさと行間は変更しないでください。

## 申請団体基本情報 (ア) 団体概要

「助成金交付申請書」記載の団体名、代表者の役職・氏名、団体所在地と一致すること

(注) 採否通知等、助成関係書類の郵送先は、助成金交付申請書の1枚目に記載の団体代表者あてになります。

\*申請事業の中核となる人物について、団体構成員か否かにかかわらず記載してください。複数名とすることが可能です。  
\*この事業の創作上の中核になる人物が複数の場合は、この書式枠をコピーして記入してください。

\*事業の核となる人物が複数の場合は、上記の書式枠を必要人数分コピーして記載してください。

## 申請団体基本情報 (ウ)団体の活動実績

\*全ての活動について記入する必要はありません。

\*過去5年間に芸術活動あるいは社会課題の改善に資する活動を東京都内で主催した実績が1回以上あることが申請者の要件となっています。

## 活動実績 ※東京都内での主催実績をひとつ以上含めること

\* 申請受付開始日現在、団体設立日から1年以内で、東京都内での活動実績がない場合は、中核となる構成員（又は構成団体）による活動実績を記載すること

(1)事業の名称と、丸括弧で活動形態（公演、展示、等）を記載

海外フェスティバルのフリンジ等への自  
主参加は「主催（海外）」となります。

(2)当該事業における「申請者の立場」を、次のアからエの中から選んで記載

- ・申請者自身が事業を主催した場合は、右のどちらかを記載
- ・申請者が外部から依頼を受けて行った事業の場合は、右のどちらかを記載

ア. 主催（国内）又は イ. 主催（海外）

ウ. 依頼（国内）又は エ. 依頼（海外）

(3) (2)が「依頼」に該当する場合には、事業の主催者名又は依頼者名を、「主催者：」、「依頼者：」というかたちで記載

(2)が「主催」に該当する場合には、(3)は空欄。ただし共催者がいる場合は、「共催者：」というかたちで共催者名を記載

(4)会場名とその所在地を記載 例：東京文化会館小ホール（東京都台東区） (5)事業の実施回数と実施日数を記載

(6)事業の入場者又は参加者数を記載 (7)事業の事業費を記載（単位は千円）

## 2018～2019年度

## 2020～2021年度

## 2022年度以降（申請時点まで）

記載例	(1) International Music Festival in Berlin (公演)	(1) 会場所在地は、国内の場合は都道府県・市区町村まで、海外の場合は国・都市まで記載してください。	O○O○O○O○(公演)
	(2) 依頼（海外）	(2) 依頼（国内）	主催（国内）
	(3) 依頼者：○△Foundation	(3) 共催：○○○○○○財団	○○○会館（東京都○○市）
	(4) Berlin Music Center（ベルリン／ドイツ）	(4) ツアー等、複数地で同一の事業を実施した場合はまとめて記入しても構いません。 (東京都内での実績は含まれる場合は、そのことが分かるように記載してください。)	3回／2日 (6) ***名 *** 千円 ○○○○(ワークショップ)
	(5) 3回／2日 (6) 800名 (7) 1,200 千円	(5) 1回／日 (6) ***名 (7) *** 千円	3回／2日 (6) ***名 *** 千円
	(1) O○O○O○O○(公演)	(1) 依頼（国内）	依頼（国内）
	(2) この欄を利用して活動実績を入力しても構いません。その場合、「記入例」の文字は削除し背景色は水色から白地に戻してください。	(2) 主催：○○○○○○財団	主催：○○○○○○財団
	(3) (4) (5) (6) (7)	(3) ○○○センター（東京都○○市）	○○○センター（東京都○○市）
直近年度の決算が確定していない場合は見込額で構いません。			

## 財務状況 ※本欄には、申請団体の各年度全体の決算を記載すること

\* 新設の団体で、申請受付開始日現在、決算の実績がない場合は、本欄の記載は不要

2020年度			2021年度			2022年度以降（申請時点まで）		
総収入	****	千円	総収入	****	千円	総収入	****	千円
総支出	****	千円	総支出	****	千円	総支出	****	千円
損益	△***	千円	損益	△***	千円	損益	△***	千円
アーツカウンシル東京からの助成金	千円	当該年度に受けた他団体からの資金支援について主なものを記載してください。			アーツカウンシル東京からの助成金	***	千円	
その他の助成金・補助金・協賛金等 〔助成・協賛等団体の名称（助成プログラム名）〕	千円	その他の助成金・補助金・協賛金等 〔助成・協賛等団体の名称（助成プログラム名）〕			その他の助成金・補助金・協賛金等 〔助成・協賛等団体の名称（助成プログラム名）〕	千円	千円	
○○市○○○助成	***	千円	○○市○○○助成	***	千円	○○市○○○助成	***	千円
	千円		○○○○協賛金	***	千円	○○○○協賛金	***	千円
	千円				千円		千円	

当助成プログラムを何でお知りになりましたか。あてはまるものの□を、✓か■で選択してください。(複数回答可)

- アーツカウンシル東京の広報物： ウェブサイト Twitter Facebook  
メールニュース チラシ（入手場所：[東京芸術劇場○○公演](#)）  
CP ネット ネット TAM CANPAN  
上記以外の SNS やウェブサイト（[東京都歴史文化財団のサイト](#)） 知人の紹介 その他（        )

# 誓 約 書

公益財団法人東京都歴史文化財団 理事長 殿

芸術文化による社会支援助成金交付要綱第9の規定に基づく助成金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第27及び第28の規定により助成金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第29の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

上記の誓約内容を確認した日付  
を記載してください。

令和5年 \*月 \*\*日

「助成金交付申請書」及び「申請団体基本情報（ア）団体概要」に  
記載した団体所在地と同一の住所を記載してください。

主たる事務所の所在地： 東京都〇〇区\*-\* 〇〇〇〇ビル \*\*\*号室

団 体 名： 〇〇〇〇〇〇〇〇法人〇〇〇〇〇〇〇〇

略さず正式名称を記載

代表者氏名： 〇〇〇 〇〇〇〇〇  
(自 署)

代表者名の記載は自著でお願いします。  
押印は必要ありません。

- \* 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- \* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
  - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
  - ・ 暴力団員を雇用している者
  - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
  - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

## 提出書類の詳細 兼 チェックリスト

申請する内容に応じ、必要な書類がそろっているか確認の上、  
✓を入れるか塗りつぶしてください。

- 提出書類の規格はA4判・片面印刷とし、ホチキス止めはしないでください(チラシ等、既存の印刷物は除く)。
- 書類番号「A(1)～(5)」と「E ■提出書類の詳細 兼 チェックリスト」は、アーツカウンシル東京のウェブサイトから指定の書式を  
シロードしてください。
- 提出前に、「確認」欄をチェックしてください。 ■ 提出された書類及び資料は返却いたしません。必ず控えを取ってください。

書類番号	提出物と内容	提出	作成上・提出上の注意点	確認
<b>■ 令和5(2023)年度 第1期 芸術文化による社会支援助成 申請書一式 (1)～(5)必須</b>				
A	● 申請書は日本語で記載してください。			
	(1) 助成金交付申請書	必須	・Microsoft Word形式で作成すること	<input checked="" type="checkbox"/>
	(2) 収支予算書	必須	・Microsoft Excel形式で作成すること ・【収入】の「自己資金」の金額がマイナスになる場合は、助成の申請はできません。	<input checked="" type="checkbox"/>
	(3) 申請団体基本情報 (ア) 団体概要、(イ) 事業の核となる人物のプロフィール、(ウ) 団体の活動実績	必須	・Microsoft Word形式で作成すること ・「(ウ) 団体の活動実績」には、申請する分野の東京都内での活動実績をひとつ以上含めること。なお、申請受付開始日現在、団体設立日から1年以内で、東京都内での活動実績がない場合は、中核となる構成員(又は構成団体)による同様の活動実績を記載すること	<input checked="" type="checkbox"/>
	(4) 上記(1)、(2)、(3)のデータ (CD-R、USB 等)	必須	・Microsoft Word及びExcel形式で、CD-R、USB等の媒体で提出 ・PDFファイルは不可 必ず	<input checked="" type="checkbox"/>
(5) 暴力団等に該当しないことの「誓約書」				<input checked="" type="checkbox"/>
<b>■ 申請者に関する資料 (6)～(8)必須</b>				
B	(6) 定款又はこれに準ずる規約、会則等	必須	・ガイドライン「I 助成の概要」の「4. 申請者の資格」のうち(1)、(2)が明記されていること ・団体の本部事務所や本店所在地の住所が東京都内の区市町村まで明記されていること ・団体における意思決定の手続き及び経理・監査等の会計組織について明記されていること	<input checked="" type="checkbox"/>
	(7) 前年度の決算書 ※申請受付開始日現在、まだ決算の実績がない団体は、「(7)前年度の決算書」に代わるものとして、団体の核となる構成員(又は構成団体)の活動について、前年度の収支決算書を提出すること	必須	・法人格を有する団体の場合: 前年度(又は決算が終了した直近の年度)の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等) ・任意団体の場合: 前年度(又は決算が終了した直近の年度)の収支決算書	<input checked="" type="checkbox"/>
	(8) これまでの活動実績を示す資料 (例) 映像、音源、チラシ、プログラム・カタログ、新聞・雑誌・インターネット媒体での記事・批評・評論、団体概要資料等	必須	・申請内容の参考になる特に重要なものを選んで提出してください。 ・映像や音源の資料を添付する場合は、一般的なプレイヤーやパソコンで再生できる形式で保存の上、媒体(DVD、DVD-R、CD、CD-R、USB等)で提出してください。動画共有サイトの該当ページのURLを別紙に記載し提出することも可能です。	<input checked="" type="checkbox"/>
<b>■ 申請事業に関する補足資料 &lt;書式は任意&gt;</b>				
C	(9) 企画書等、事業内容に関する資料	任意 国内事業	・映像や音源の資料を添付する場合は、一般的なプレイヤーやパソコンで再生できる形式で保存の上、媒体(DVD、DVD-R、CD、CD-R、USB等)で提出してください。動画共有サイトの該当ページのURLを別紙に記載し提出することも可能です。	<input checked="" type="checkbox"/>
		必須 国際事業		<input checked="" type="checkbox"/>
<b>■ 国際事業で申請する場合の資料 &lt;書式は任意&gt;</b>				
D	(10) 海外受入側からの招聘状又は契約書／相手方との契約書又は同意書	必須	・(10)から(15)が英語以外の言語の場合は日本語訳を添付してください。 ・(12)は現地受入協力がある場合のみ提出 ・(13)は海外で事業を実施する場合のみ提出	<input type="checkbox"/>
	(11) 海外受入側又は相手方の概要、プロフィール等	必須		<input type="checkbox"/>
	(12) 海外主催者以外の現地受入協力者の概要、プロフィール等及び協力内容	必須		<input type="checkbox"/>
	(13) 会場資料 (運営者、所在地、収容人数等が分かるもの)	必須		<input type="checkbox"/>
	(14) 渡航／招聘スケジュール (日本出発日又は日本到着日から帰国日まで)	必須		<input type="checkbox"/>
	(15) 渡航／招聘メンバーリスト(氏名及び申請事業における役割を明記)	必須		<input type="checkbox"/>
<b>■ 提出書類の詳細 兼 チェックリスト (本紙) 必須</b>				
E	(16) 提出書類の詳細 兼 チェックリスト			<input checked="" type="checkbox"/>

申 請 団 体 名 : ○○○○法人○○○○○○○○

令和5年

\*月 \*\*日

団 体 所 在 地 : 東京都○○区○○○ \*-\*-\*-\*

○○○○ビル \*\*\*号室

押印は必要ありません。

代表者役職名 : [役職名] [氏名]

○○○

○○○○○

代表者氏名 :

申請書と同じ団体名、  
住所、役職名、代表者名  
を記入